

環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕

－2016年度フォローアップ[°]調査結果－

<総括>

環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕 －2016年度フォローアップ調査結果－ 〈総括〉

2017年3月14日
一般社団法人 日本経済団体連合会

1. 環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕の取組み

経団連は、循環型社会の形成に向けて、産業界の主体的な取組みを推進するため、「環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕」を策定し、42業種の参加を得て実行している（経緯については参考資料1、2参照）。

本計画では、産業界全体の目標として「2015年度の産業廃棄物最終処分量を2000年度実績から65%程度削減」（2010年12月改定・第三次目標）を掲げるとともに、業種ごとの最終処分量目標も掲げている。さらに、各業種では、その特性や事情等を踏まえ、最終処分量以外の独自目標も掲げている。

これらの数値目標の着実な達成を目指すとともに、取組み状況を広く共有するため、毎年度フォローアップ調査を実施し、産業界全体目標の進捗状況や、各業種の独自目標に係る進捗状況、目標達成に向けた具体的取組み等を取りまとめている。

※環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕参加業種(42業種)

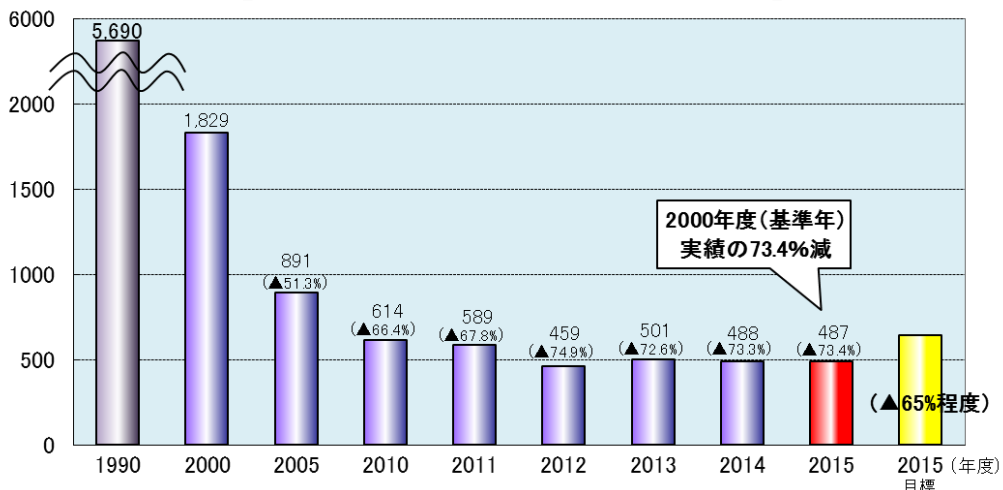
電力、ガス、石油、鉄鋼、非鉄金属製造、アルミ、伸銅、電線、ゴム、板硝子、セメント、化学、製薬、製紙、電機・電子、産業機械、ベアリング、自動車、自動車部品、自動車車体、産業車両、鉄道車両、造船、製粉、精糖、牛乳・乳製品、清涼飲料、ビール、建設、航空、通信、印刷(上記32団体が、産業界全体の産業廃棄物最終処分量算出の対象業種)、住宅(住宅は建設と重複するため、建設の内数扱いとし、加算せず)、不動産、工作機械、貿易、百貨店、鉄道、海運、銀行、損害保険、証券。

2. 2015年度における取組み結果

(1) 産業廃棄物最終処分量

2015年度の産業廃棄物最終処分量(32業種)の実績は約487万トンであり、2014年度実績と比較して約0.7万トン(約0.1%)の減少となった。2015年度実績は、基準年である2000年度実績(約1,829万トン)から約73.4%減(1990年度実績から約91.4%減)となり、第三次目標を最終的に約8.4%ポイント上回るかたちで達成した(図1参照)。

図1 【産業界全体の産業廃棄物最終処分量】 (単位：万トン)



- ※1:2000年度(基準年)の産業廃棄物最終処分量実績に対する減少率(%)を括弧内に記載。
- ※2:本計画に参画する42業種中32業種の最終処分量の合計。なお、昨年度の調査結果から数値に変更のあった業種があるため、2014年度以前の合計値を変更している。
- ※3:1990年度実績には、セメント、ベアリング、造船、航空、印刷は含まれない。また、2000年度実績には、セメント、印刷は含まれず、ゴムは過去公表数字を使用し集計している。なお、2015年度実績において、上記5業種が占める割合は全体の約0.5%である。
- ※4:2014年度最終処分量実績の約488万トンは、同年度のわが国全体の産業廃棄物最終処分量約1,040万トン(環境省調べ)の約47%を占めている。経団連の調査対象外の団体・企業の産業廃棄物には、例えば、上下水道業・鉱業・窯業からの産業廃棄物(主として汚泥)や農業部門からの産業廃棄物(動植物性残さや動物のふん尿)等がある。

(2) 循環型社会の形成に向けた個別業種における取組み

36業種が、3Rの推進に向けて、業種ごとの特性・実情等に応じた独自目標を掲げて、取り組んだ。目標指標としては、例えば、産業廃棄物の再資源化率や事業系一般廃棄物の処分量、再生紙および環境配慮型用紙購入率などがある。個々の独自目標および2015年度の実績は「業種別独自目標一覧」(総括-5・6頁)のとおりである。多くの業種が、2010年12月に掲げた独自の数値目標を達成した。なかには、2010年以降、新たな数値目標を掲げて取り組んだ業種もある。

このほか、循環型社会の形成に向けた各業種の主な取組みとして、以下がある(詳細は個別業種版「4. 循環型社会形成に向けた取組み」参照)。

(リデュース)	・他産業の廃棄物の受け入れ
・火力発電熱効率の維持・向上	・サーマルリサイクルの実施
・需給管理の徹底による返品削減	・使用済廃家電等からの貴金属回収
・事業系一般廃棄物の削減	・生ごみの堆肥化
・レジ袋の削減	・海外におけるリサイクル事業の展開
(リユース・リサイクル)	(全般)
・廃棄物等の分別徹底	・中間処理による廃棄物の減容化
・技術開発・用途拡大による廃棄物・副産物の有効利用の促進	・環境配慮設計製品の開発・販売 (リサイクル事業者との情報連携含む)
・リサイクル部品の活用推進	・3Rの海外工場での水平展開
・優れたリサイクル業者の探索	・リサイクル原材料等の利用促進
	等

なお、別途、容器包装リサイクル8団体で構成される「3R推進団体連絡会」は、2006年3月、「容器包装の3R推進のための自主行動計画」を策定し、毎年度フォローアップ調査している。2016年12月には、2016年フォローアップ報告(2015年度実績)が公表されている。

※3R推進団体連絡会ウェブサイト参照：<http://www.3r-suishin.jp/sub1.html>

3. 今後の取組みと課題

(1) 経団連は、2016年度以降も、名称を「循環型社会形成自主行動計画」として、目標を見直し、計画・フォローアップを継続する（別紙1参照）。産業廃棄物最終処分量の削減努力を続けるほか、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の一層の推進に向けて、資源循環の質の向上を視野に入れて個別業種ごとの目標を掲げながら、主体的に取り組んでいく。

(2) 近年、産業廃棄物最終処分量の削減余地は限界に近づき、削減ペースが緩やかになっている。また、東京オリンピック・パラリンピック開催などの影響による最終処分量の増加が指摘されている。

循環型社会の一層の進展のためには、産業界のみならず、政府・地方公共団体・国民の各主体が、適切な役割分担に基づき、連携を図りながら自らの役割を果たすことが重要である。特に、現在の技術水準・法制度の下では、3Rの一層の推進が限界に近づいていることに鑑み、政府による法制度の運用改善・見直しや政策的支援が不可欠である（別紙2、3、4参照）。

<参考データ>

(1) 産業廃棄物最終処分場の残余年数の推移

経済界は、1990年代以降、循環型社会形成のための主体的な取組みを推進し、産業廃棄物最終処分量を1990年度比で大幅な削減を実現した。1990年に1.7年だった残余年数は2013年に14.7年へと改善した（図2参照）。

図2【産業廃棄物最終処分場の残余年数の推移】

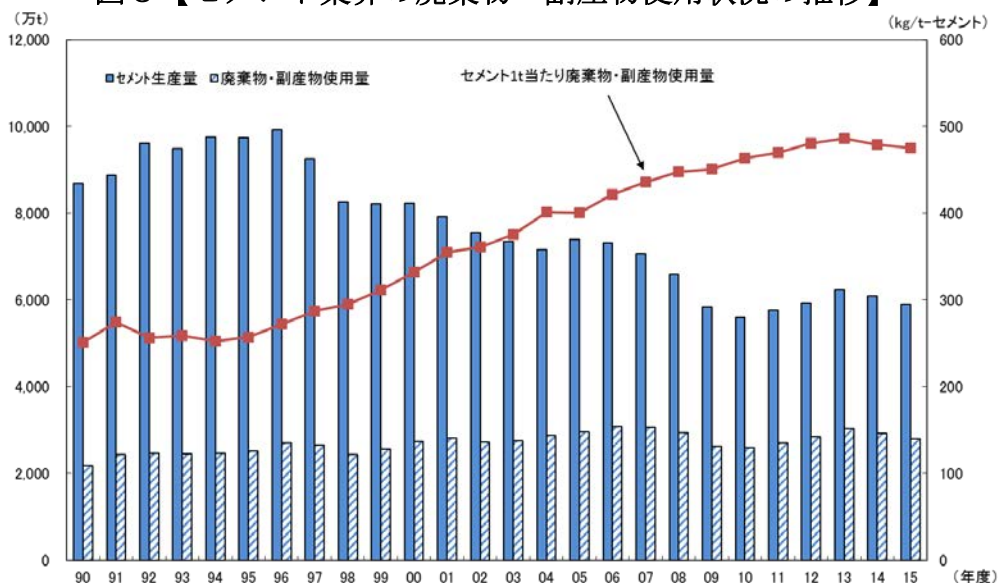


<出所：環境省>

(2) 他業界の廃棄物・副産物使用状況の推移

セメント産業では、他産業から受け入れた廃棄物・副産物を使用して生産を行っている。セメント1トンあたりの廃棄物等の使用量は増加傾向にあるが、生産量が低い水準にあるため、廃棄物・副産物の受入れ量が伸び悩んでいる（図3参照）。

図3【セメント業界の廃棄物・副産物使用状況の推移】



<出所：セメント協会>

業種別独自目標一覧

※特に記載しない限り、産業廃棄物を対象とした指標
 ※詳細は個別業種版 1. 目標達成度(2)独自目標の達成状況参照

業種・団体名	目標指標	2015 年度 実績	目標 年度	目標の内容
電力(電気事業連合会)	再資源化率	97%	①2015 ②2020	①95%程度とするよう努める ②同上
ガス(日本ガス協会)	①発生量 ②一般廃棄物再資源化率 ③想定掘削土量に対する 新規土砂投入量の比率	①1,000t ②84% ③19.2%	2015	①1,000t 以下を維持する (2000 年度比約 79%削減) ②82%以上とする ③17%に抑制する
石油(石油連盟)	最終処分率	0.1%	2015	最終処分率 1%以下
鉄鋼(日本鉄鋼連盟)	①スチール缶の再資源化率 ②廃プラスチック等の利用量	①92.9% ②44 万 t	—	①90%以上とする ②年間 100 万 t を利用する ※②は循環型社会形成をより一層推進する法制度や、集荷システム等の条件整備を前提
アルミニウム (日本アルミニウム協会)	アルミドロス再資源化率	99.9%	2015	99%以上を維持する
伸銅(日本伸銅協会)	最終処分量原単位	32.8%	2015	2000 年度比 35%以下に削減する
ゴム(日本ゴム工業会)	最終処分量原単位	0.001 万 t/万 t	2015	0.004 以下に維持するよう努める
板硝子(板硝子協会)	再資源化率	99.3%	2015	95%以上とする
電機・電子 (電機・電子 4 団体)	最終処分率	1.1%	2015	2%以下にする
産業機械 (日本産業機械工業会)	再資源化率	91.5%	2015	84%以上にする
ベアリング (日本ベアリング工業会)	再資源化率	98.8%	2015	95%とするよう努める
自動車 (日本自動車工業会)	再資源化率	99.9%	2015	99%以上を維持する
自動車部品(日本自動車部品工業会)	再資源化率	90.1%	2015	85%以上にする
自動車車体 (日本自動車車体工業会)	売上高カバー率	99.2%	2015	95%以上にする
産業車両 (日本産業車両協会)	再資源化率	91.4%	2015	90%以上を維持できるよう努める
鉄道車両 (日本鉄道車両工業会)	再資源化率	99.6%	2015	99%以上にする
造船(日本造船工業会)	再資源化率	80.8%	2015	86%程度にする
製粉(製粉協会)	再資源化率	95.9 %	2015	90%以上とする
精糖(精糖工業会)	再資源化率	98.3%	2015	90%以上にする
乳製品(日本乳業協会)	再資源化率	97.44%	2015	96%以上にする
清涼飲料 (全国清涼飲料工業会)	再資源化率	99.3%	2015	99%以上を維持する

業種・団体名	目標指標	2015年度実績	目標年度	目標の内容
ビール (ビール酒造組合)	再資源化率	100%	2015	100%を継続・維持する
建設 (日本建設業連合会)	①建設汚泥の再資源化等率 ②建設混合廃棄物の排出量	①85.0% ②320 万t	2015	①85%にする ②175 万 t 以下に削減(2000 年度比 64%削減)
航空(定期航空協会)	最終処分率	3.5%	2015	3.6%以下にすることを旨す
通信(NTTグループ)	①全廃棄物合計の最終処分率 ②通信設備廃棄物の最終処分率	①0.8% ②0.1%	2020	①2%以下にする ②ゼロエミッション(1%以下)を継続する
印刷 (日本印刷産業連合会)	再資源化率	97.3%	2015	90%以上を維持する
住宅 (住宅生産団体連合会)	再資源化率	87.0%	2015	90.4%とする (コンクリート 96%、木材 70%、鉄 92%とする)
不動産(不動産協会)	再資源化率	紙 86.9% ビン 100% 缶 100% ペットボトル 100%	2015	①紙は 85%以上を目指す。また、ビン、缶、ペットボトルは 100%水準の維持を図る。 ②再生紙購入率の向上 ③グリーン購入率の向上
工作機械 (日本工作機械工業会)	再資源化率	90.9%	2020	90%以上
貿易(日本貿易会)	①事業系一般廃棄物の処分量 ②事業系一般廃棄物の再資源化率	①0.7 千トン ②85%	2015	①2000 年度比 78%削減する(0.7 千トン以下に削減) ②85%とする
百貨店 (日本百貨店協会)	①店舗からの廃棄物の最終処分量(1 m ² 当たり) ②紙製容器包装(包装紙・手提げ袋・紙袋・紙箱)の使用量原単位(売上高当たりの使用量) ③プラスチック製容器包装の使用量	①44.5% ②39.2%	2020	①2000 年度比 50%の削減を目指す ②2000 年度比 45%の削減を目指す ③可能な限り削減に努める
鉄道(JR東日本グループ)	①駅・列車ゴミのリサイクル率 ②総合車両センターなどで発生する廃棄物のリサイクル率 ③設備工事で発生する廃棄物のリサイクル率	①95% ②93% ③91%	2020	①94% ②96% ③96%
海運(日本船主協会)	—	—	—	今後も国際基準に則り適切に廃棄物を処分していくとともに、廃棄物発生の抑制などにも取り組んでいく。
銀行(全国銀行協会)	再生紙および環境配慮型用紙購入率	77.8%	2015	75%以上とする
損害保険 (日本損害保険協会)	①事業系一般廃棄物の排出量、リサイクル率 ②環境配慮製品の利用率 ③OA 用紙の使用量 ④自動車リサイクル部品の活用	—	—	各保険会社が取り組み体制を整備し、本業を通じて各指標の改善に取り組む。
証券(日本証券業協会)	①紙使用量の削減 ②環境配慮型用紙の利用促進、分別回収の徹底	—	—	各証券会社が取り組み体制を整備し、推進。

2016 年度以降の「循環型社会形成自主行動計画」の方針

2016 年 3 月 15 日

一般社団法人 日本経済団体連合会

1. 自主行動計画の継続と名称の変更

経団連環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕では、現在、産業界全体の目標として「2015 年度の産業廃棄物最終処分量を 2000 年度実績から 65%程度削減」（第三次目標）を掲げるなど、41 業種の参加を得て取り組んできた。

引き続き、循環型社会の形成を目指していく必要があることから、2016 年度以降についても、産業界として自主的に取り組むとともに、産業界の取り組みを国民に広く理解いただくことを目的として、名称を「循環型社会形成自主行動計画」と変更して、継続する※。

※ 経団連環境自主行動計画は、1997 年以来、温暖化対策編と循環型社会形成編で構成してきたが、温暖化対策編が 2013 年 1 月「経団連低炭素社会実行計画」に改編されたことを受け、変更する。

2. 2016 年度以降の計画概要

(1) 産業界全体としての目標：産業廃棄物最終処分量の削減努力の継続

- ① 経団連環境自主行動計画では、産業界全体の目標として、産業廃棄物最終処分量の削減を掲げ、3 次にわたり目標を深掘りして取り組んだ結果、2014 年度の最終処分量は、2000 年度比約 73%の削減（1990 年度比約 91%減）を達成した。そのような努力もあり、1990 年代には深刻な問題となっていた処分場の逼迫問題が改善（90 年代に 2 年余りだった残余年数が 2012 年度に約 14 年に伸張）するなど、本計画は大きな役割を果たしてきた。
- ② 近年、事業者の取り組みによる最終処分量の削減余地は限界に近づいており、削減幅は以前に比べると緩やかになっている。また、東京オリンピック・パラリンピック開催などの影響により、今後、最終処分量が増加する可能性が指摘されている。
- ③ そのようななか、産業界としては、「最終処分量を現状水準より増加させない」との考え方のもと、産業界全体の目標として、以下のような最終処分量の削減を掲げて、引き続き、削減に取り組む。

低炭素社会の実現に配慮しつつ適切に処理した産業廃棄物の最終処分量について、2020 年度に 2000 年度実績比 70%程度削減を目指す※

※ 最終処分量のこれ以上の削減は、エネルギー消費量の増加など低炭素社会の実現に逆行する場合もあるほか、環境規制の強化により最終処分せざるを得ない廃棄物が増加すると指摘する業種もある。このような制約があるなか、総合的な見地から、環境負荷の低減に配慮しつつ最終処分量の削減に向けた努力を継続することを示すため、「低炭素社会の実現に配慮しつつ適切に処理した産業廃棄物の最終処分量」とした。

※ この目標は、2016 年度以降、社会経済情勢に大きな変化がある場合には、必要な見直しを行うこととする。

(2) 個別業種ごとの目標：資源循環の質の向上を視野に入れて

① 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進など、循環型社会形成に向けた取り組みは、各業種の特長や事情によって相当異なることから、産業界全体の目標として、最終処分量の削減以外の指標を掲げにくい状況にある。そうしたことから、2006年度より、経団連環境自主行動計画の下、各業種団体では、最終処分量の削減目標以外の「業種別独自目標」も掲げて、循環型社会の形成に自主的に取り組んできたところである。

中長期的に、世界規模の資源制約が指摘されているなか、持続可能な経済社会の発展に向け、とりわけ資源小国のわが国において資源問題は重要である。天然資源の消費抑制や環境負荷の低減など、限りある資源を効率的に利用するため、資源循環の質に着目した取り組みを促進することが求められている。

② そこで、2016年度以降の自主行動計画においても、最終処分量削減目標に加えて、業界ごとの特長や事情等に応じた適切な独自の数値目標を設定して取り組んでいく。その際、できる限り、資源循環の質の向上に向けた数値目標に移行していくよう、検討を深めていく。また、数値目標の設定が難しい場合には、資源循環の質の向上に資する定性的な目標を掲げ、毎年作成する個別業種版においてその進捗を詳しく公表していく。

③ 資源循環の質を高める取り組みとして、各業種から、別表のような目標が示されている。概して、製造の過程で生成される副産物を原料として使用することによる付加価値向上の追求、再資源化・縮減率の高い優良な再資源化施設の利用促進、使用済み製品の自主回収・リサイクル推進による資源の有効活用、企画設計段階から建設資材投入削減を図ることによる廃棄物の発生抑制等が挙げられている。

④ なお、現段階においては、引き続き目標の検討を継続している業種もある。資源循環の質を高める取り組みについての概念整理と併せて、引き続き、資源循環の向上に資する業種別独自目標の設定の充実に努めていく。

＜1. 個別業種ごとの数値目標—資源循環の質の向上を視野に入れて—＞

○は各業種が資源循環の質を高める取り組みに関する数値目標として掲げたもの
□はその他の目標として掲げたもの

電力	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2020年度における廃棄物再資源化率を95%程度とするよう努める。 ・ 再資源化率は電気事業における資源循環の維持向上に寄与できる最適な指標と考えられるため、従来と同じ、電力需要の変動に大きく左右されない再資源化率を目標の指標に掲げる。
ガス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2020年度において、都市ガス導管工事における掘削土の削減と再資源化を「統合指標」で評価し、17%以下に抑制する。 ・ 統合指標=(100-削減率)×(100-再資源化率)/100 ・ 削減率：導管工事の従来工法想定掘削土量に対する実掘削土量から算出 ・ 再資源化率：実掘削土に対する新規土砂投入量から算定 ・ 都市ガス導管の埋設工事において天然資源の投入量抑制を考えた場合、掘削した道路を埋め戻す際の新規山砂の使用を抑制し、掘削土の再利用、再資源化を推進することが資源循環の質を高める取り組みであると考え、目標に設定した。 □ 都市ガス製造工場から発生する産業廃棄物の発生量を、2020年度まで1000トン以下(2000年度比79%削減)の水準を維持する。 ・ 2020年に向かって都市ガス製造量の増大が見込まれるなか、現状水準より増加させないことを主眼とした目標設定とした。 ・ 廃棄物の再資源化を進めて最終処分量を削減すると同時に、廃棄物の発生量そのものを増加させない取り組みが重要であると考え、目標に設定した。
石油	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最終処分率(最終処分量/発生量)1%以下を維持する。
鉄鋼	<ul style="list-style-type: none"> ○ スチール缶の再資源化率を90%以上とする。 ○ 循環型社会形成をより一層推進する法制度や、集荷システム等の条件整備を前提として、2020年度に年間100万トンの廃プラスチック等の利用を目指し、努力する。
アルミニウム	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2020年度のアルミドross再資源化率99%以上を維持する。
電線	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当業界製品の電線・ケーブル類は、主資材である銅、アルミ、副資材の塩化ビニル、ポリエチレンともサーマルリサイクルを含めれば、ほぼ100%近い数値でリサイクルが行われており、これを継続する。
ゴム	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2020年度の再資源化率(再資源化量/発生量)を70%以上とする。
板ガラス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2020年度の再資源化率(再資源化量/発生量)を95%以上とする。
化学	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再資源化率65%以上。
製薬	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2020年度の廃棄物発生量原単位を、2000年度を基準に50%程度改善する。 ○ 2020年度の廃棄物再資源化率を55%以上にする。
製紙	<ul style="list-style-type: none"> ○ 有効利用率((発生量-最終処分量)÷発生量×100)の現状維持に努める。
電機・電子	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最終処分率を2020年度において1.8%以下とする。
ベアリング	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2020年度の廃棄物の再資源化率を96%以上とするよう努める。
自動車	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再資源化率について、2020年度99%以上とする。
自動車部品	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2020年度の再資源化率85%。

2016年度以降の「循環型社会形成自主行動計画」の方針
(2016年3月15日)

自動車車体	<input type="radio"/> 最終処分量を2020年度実績評価までに0.29万トンとする。 <input type="checkbox"/> 売上高カバー率を95%以上とする。
鉄道車輛	<input type="radio"/> 再資源化率を2020年度において99%以上とし、限りなく100%に近づけるよう努力する。 <input type="radio"/> 2016年度以降も引き続き産業廃棄物のゼロエミッション（最終処分率1%未満）の達成に努める。
造船	<input type="radio"/> 船舶製造段階における産業廃棄物再資源化率を2020年度において86%程度とするよう努める。
製粉	<input type="radio"/> 2020年度の再資源化率を90%以上とする。
精糖	<input type="radio"/> 2020年度の再資源化率を98%とする。
牛乳・乳製品	<input type="radio"/> 再資源化率を2020年度までに97%以上とし、維持する。
清涼飲料	<input type="radio"/> 再資源化率99%以上を維持する。
ビール	<input type="radio"/> 再資源化率100%を維持する。
建設	<input type="checkbox"/> 2020年度において、建設汚泥の再資源化率を90%以上にする。 <input type="checkbox"/> 2020年度において、建設混合廃棄物の再資源化率を60%以上にする。 ・上記2つは、国土交通省策定の『建設リサイクル推進計画2014』の目標値（2018年度目標）に合わせている。
航空	<input type="radio"/> 2020年度において、最終処分率を2.4%以下にすることを目指す。
電気通信	<input type="radio"/> 通信設備廃棄物最終処分率のゼロエミッション（最終処分率1%以下）達成。
印刷	<input type="radio"/> 再資源化率（再資源化量÷発生量×100）について、2020年度までに95%以上とする。
住宅	<input type="radio"/> 再資源化率を2015年度において、コンクリート96%、木材70%、鉄92%とする（発生量に対する最終処分量を、コンクリート4%、木材0%、鉄8%に抑制する）。
不動産	<input type="radio"/> 紙については再資源化率85%以上を目指す。びん、缶、ペットボトルについては再資源化率100%水準の維持を図る。
工作機械	<input type="radio"/> 2020年までに廃棄物全体の再資源化率90%以上を目指す。
貿易	<input type="radio"/> 2020年度の事業系一般廃棄物の処分量を、2000年度比78%削減する。 <input type="checkbox"/> 2020年度の事業系一般廃棄物の再資源化率を85%とする。
鉄道	<input type="radio"/> 2016年度目標は、駅・列車ゴミリサイクル率94%、総合車両センター等廃棄物リサイクル率96%、設備工事等廃棄物リサイクル率96% <input type="radio"/> 2017年度以降の目標は今後検討。 <input type="checkbox"/> 2016年度目標は、駅・列車ゴミリサイクル率94%、総合車両センター等廃棄物リサイクル率96%、設備工事等廃棄物リサイクル率96%。2017年度以降の目標は今後検討。 ・2014～2016年度の資源循環に関する目標として上記項目を設定。3つの項目で当社の廃棄物の99%以上を占めている。 ・2017年度以降の目標は今後検討予定であるが、これまでのリサイクル率を維持・向上することで、資源循環社会の形成に貢献していくことが基本的な考え方である。
銀行	<input type="radio"/> 2020年度における紙のリサイクル率90%以上 <input type="radio"/> 2020年度における再生紙および環境配慮型用紙購入率75%以上

< 2. 個別業種ごとの資源循環の質を高めるための定性的目標 >

電力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3R推進に向けた事例の公表等により、質を高める取り組み状況を継続してアピールしていく。 ・ 毎年公表する「電気事業における環境行動計画」フォローアップにおいて、3R推進に向けた事例の公表を継続する。
電線	年1回の環境活動発表会の開催
ゴム	廃棄物低減およびリサイクル事例の収集と展開を行い、資源循環の質の向上を図る。
化学	再資源化の推進により資源の循環率を高めるとともに、副産物の付加価値向上により生産の経済性を可能な限り高めていく。
製薬	加盟企業の資源循環の質を高める3Rの取り組み状況を定期的に把握し、事例などの情報共有を通じて各社のさらなる取り組み推進を図る。
製紙	生産工程における効率改善を図るとともに、難離解古紙の利用技術やサーマルリサイクルの有効活用等、原料・燃料に関する技術開発を推進する。
電機・電子	<p>最終処分量削減のための取り組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原材料加工法、工程、生産設備改善による金属くず、廃プラスチック等の廃棄物発生抑制の推進 ・ 金属くず、廃プラスチック、スラッジ、廃酸、廃アルカリ、廃油等の分別の徹底、再資源化 ・ 廃酸、廃アルカリ等廃棄物の自社内処理・無害化処理の推進 <p>最終処分率の目標達成に向けた取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資源循環改善事例等の情報提供 ・ 産廃処理業者の優良性評価制度の活用
自動車部品	産業廃棄物改善事例の収集・展開（JAPIAホームページ会員サイトに掲載）。
自動車車体	再資源化をさらに進める。
鉄道車輛	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3Rの取り組みの継続（緩衝材、パレットの再利用や運送業者への通い箱の依頼など） ・ 有価物化の推進等リサイクル可能なものづくりの提案
牛乳・乳製品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物のリサイクルは、飼料化・メタン化（食品残渣）、肥料化（食品残渣、汚泥）、マテリアルリサイクル（廃プラ）を目標とする。廃棄物のリサイクルは、各種の工夫を凝らしてもなお処理コストが熱回収を上回るときに限り、熱回収を最終手段として認める。 ・ 紅茶かすの飼料化。工場で発生している紅茶かすに乳酸菌添加で醗酵させ、飼料化する。
清涼飲料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 容器包装の3Rを進め、省資源化を推進する。 ・ 原料調達から使用段階までLCA的な取り組みを推進する。 ・ PET、ガラス、紙のリサイクル適性を考慮し、質の高いリサイクルを推進する。
ビール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各資材のリサイクル適性を考慮しながら、再資源化率100%を維持するための取組みを継続する。 ・ 再資源化プロセスの環境側面をも考慮した上で、状況に応じて適切なリサイクル法を選択していく。
建設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域認定制度（環境省）を取得しているメーカー活用の推進 ・ 再資源化・縮減率の高い優良な再資源化施設利用の促進

2016年度以降の「循環型社会形成自主行動計画」の方針
(2016年3月15日)

電気通信	<ul style="list-style-type: none"> 使用済み設備を有価物としてリユース、リサイクルすることで資源の有効活用を図る。 使用済み携帯電話の自主的回収・リサイクルを推進し、資源の有効活用を図る。
印刷	<ul style="list-style-type: none"> 印刷生産工程におけるリサイクル再生阻害物質（禁忌品）の排除 容器包装素材の単一化（ただし、容器包装の機能に配慮して実施） 循環素材（再生素材、古紙再生紙、森林認証紙、再生フィルム等）の利用拡大
住宅	<ul style="list-style-type: none"> 企画設計段階から建設資材の原投入量の削減を図り、廃棄物の発生抑制を推進する。 レカット、パネル化等を推進し、廃棄物の発生抑制に努める。 住宅生産における建設廃棄物の再使用・再生利用の促進を図るとともに、リサイクル資材の使用を推進する。 住団連にて作成した「低層住宅建設廃棄物リサイクル・処理ガイド」の中で示されている住宅解体マニュアルの普及啓発をより推進し、リサイクル率の向上を図る。 2011年度より開催している全国10都市以上における建設廃棄物の適正処理講習会を今後も継続し、資源循環に係る普及啓発を図る。
不動産	<ul style="list-style-type: none"> 再生紙購入率の向上 グリーン購入率の向上
貿易	<ul style="list-style-type: none"> 事業系一般廃棄物発生の抑制と再資源化量増加のため、①管理体制整備、②啓蒙活動推進の取り組みを引き続き実施する。 ①廃棄物コピー機購入量等の集計・公表、分別回収の細分化、シュレッダーゴミ・保管期限後機密書類の再資源化等、②レスペーパー化推進、グリーン購入推進、イントラネット・グループ報・ポスター等による呼びかけ等。
銀行	<p>各会員銀行がそれぞれに実施している循環型社会の構築に向けた取り組み体制の整備やペーパーレス化の推進など廃棄物量の削減の取り組みを継続するとともに、資源循環の促進のため、①紙資源の廃棄物量に対する再資源化（リサイクル）の実施割合、②紙購入量に対する再生紙および環境配慮型用紙の購入割合、を高める取り組みを行う。</p>
損害保険	<p>各保険会社の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 社内の廃棄物処理管理体制を確立し、事業所から排出される事業系一般廃棄物の最終処分量の削減を推進させるとともに、収集業者等との連携によって、分別回収を徹底し、リサイクル率の向上に努める。 事務用品や什器備品の購入に際しては、環境配慮製品の利用率の向上に努める。 OA用紙の使用に際しては、両面コピーや2 in 1 コピー、タブレット端末等使用の積極的な活用によって、それぞれが定める削減率等の目標に向けて使用量を抑制する。 <p>自動車保険を通じた社会への働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車リサイクル部品の活用を推進する。

以上

**2016 年度経団連規制改革要望
(廃棄物・リサイクル分野)**

1. **産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の見直し**
[内容] 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例に、がれき類の焼却・焼成処理（セメント原料化）施設を、追加いただきたい。
2. **産業廃棄物収集運搬業・処分業における、資金運用を目的とした「5%以上の株主」の変更届出の免除**
[内容] 産業廃棄物収集運搬業・処分業について、「発行済株式総数の5%以上の株式を有する株主または出資の額の5%以上の額に相当する出資をしている者の変更」があった場合、10日以内に届出なければならないとされているが、資金運用を目的とした信託口、投資口株主の持分異動については、届出の対象外としていただきたい。
3. **産業廃棄物収集運搬業許可取得に関する審査のさらなる合理化・短縮化について**
[内容] 廃棄物処理法第14条においては、産業廃棄物の収集運搬を業として行う場合、積込み場所と積卸し場所をそれぞれ管轄する都道府県の許可が必要であり、関係都道府県ごとに同法施行規則第9条の2に基づく申請が必要となる。積込み場所の都道府県の許可を持つ収集運搬業者が、積卸し場所の都道府県の許可を申請する場合、同様の審査が行われるにも関わらず、時間を要しており、事業活動に支障が生じている。先般の政府回答において、同法施行規則第9条の2第6項の規定により、申請・取得した内容は都道府県間で共有・活用され、既に合理化・短縮化が行われているとされたが、審査のさらなる合理化・短縮化を図られたい。また、さらなる審査の短縮化が困難な場合はその理由をご教示いただきたい。
4. **紙マニフェストの電磁的記録保存の容認**
[内容] 産業廃棄物処理委託契約書および産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、廃棄物処理法により5年間の保存義務がある。紙マニフェストについて、産業廃棄物処理委託契約書と同様に、電磁的記録（電子データ）による保存を認めていただきたい。
5. **産業廃棄物収集運搬業・処分業における役員変更届出の期限延長**
[内容] 産業廃棄物収集運搬業および産業廃棄物処分業における役員変更時の届出について、届出期限を10日から30日に延長していただきたい。

6. 県外産業廃棄物流入規制の見直し

[内容]都道府県等の条例・指導要綱に基づく事前協議制の撤廃を含め、速やかに都道府県等による県外産業廃棄物の流入規制を見直すべきである。

7. 微量 PCB 汚染絶縁油等の燃焼条件のさらなる引下げ

[内容]燃焼温度 800℃以上、ガス滞留時間 2 秒以上というダイオキシン類対策の条件を満たしている産業廃棄物焼却施設において、微量 PCB 汚染絶縁油等の焼却無害化处理(自家処理を含む)を簡易な手続きで実施できるようにしていただきたい。

8. 電子マニフェストにおける運搬・処分報告期間の延長

[内容]電子マニフェストを利用する場合における産業廃棄物の運搬終了報告、処分終了報告の登録を行うまでの期間を、運搬又は処分を終了した日から「3日」から、「3営業日以内」あるいは「土日祝日を除き3日以内」など実際の運用において対応できるように延長すべきである。

9. 廃棄物処理の広域認定制度の申請に関する審査体制の見直し

[内容]「広域認定制度申請の手引き」における「第2章 新規認定の申請手続 2. 1 申請の流れ」について、「相談」「事前確認」を一体化するなど、相談・事前確認における確認項目の重複を省き、申請手続を効率化すべきである。

**中環審 廃棄物処理制度専門委員会における
経団連意見陳述内容（2016年6月30日）**

1. 手続の効率化

(1) 自治体により異なる書式の統一

①各種申請書類、報告書等の書式の統一

- 〔例〕・マニフェストに関する報告書の様式
・業許可に係る申請書類の様式

(2) 各種手続の見直し、簡素化

①実態に即した手続の導入

- 〔例〕 廃棄物処理業許可における役員変更届出期限（10日→30日）

②手続の簡素化

- 〔例〕 産業廃棄物を同日に同一運搬先に複数回往復運搬する場合のマニフェスト交付の運用

(3) 電子マニフェストの制度の見直し・活用

①電子マニフェストにおける運搬・処分終了報告期間（3日以内）の延長

- 〔例〕「3営業日以内」あるいは「土日祝日を除き3日以内」に変更

②業許可と電子マニフェストシステムにおける廃棄物の分類の統一

- 〔例〕鉛蓄電池
・廃棄物処理業許可：「廃酸」「金属くず」「廃プラスチック類」
・電子マニフェスト：「鉛蓄電池」

(4) 廃棄物処理法に係る情報の電子化

①資源の有効利用、廃棄物の発生抑制に率先垂範して取り組む観点から、廃棄物処理法に関する手続・情報管理の電子化を強力に推進

- ⇒紙による申請・管理から電子申請・管理に抜本的に移行すべく、
1～2年かけて検討・実施。

2. 広域的、効率的な処理の推進

(1) 広域認定制度の見直し

①申請手続の効率化

- 〔例〕「相談」「事前確認」の一体化

(2) 県外産業廃棄物流入規制の撤廃・見直し

①搬入先の都道府県等で必要とされる事前協議の見直し

- 〔例〕優良産廃処理業者に委託する場合の事前協議の撤廃

3. 優良産廃処理業者認定制度の改善

(1) 排出事業者が優良産廃処理業者に委託するインセンティブの設定

- 〔例〕優良産廃処理業者に委託した場合の現地確認努力義務の見直し
（自治体の認識統一、法による現地確認免除の明確化）

4. 企業が分社化した場合の取扱い

(1) 経営の効率化の観点から、企業の分社化が進展。

廃棄物処理法が定める「自ら処理」および「委託処理」の規定に従うと、分社化前は可能であった「自ら処理」ができなくなる事態が発生。親会社・子会社間の処理について、ともに排出事業者責任を負う前提で、届出など一定の手続を経た場合に限り、例外措置として自ら処理とみなし、業の許可を不要とすべき。

5. 循環型社会の形成に向けた将来的な課題

(1) 課題例 1：中間処理の効率化

一般廃棄物の効率的な中間処理の推進に向けた検討

- 〔例〕・清掃組合広域化のさらなる推進
- ・民間処理業者が有する能力の活用

(2) 課題例 2：廃棄物処理熱の有効利用

廃棄物処理に付随して発生する熱の一層の有効利用

**個別業種からの政府・地方公共団体に対する主な要望等
(個別業種版より)**

[電力]

- フライアッシュ（JIS 灰）の取扱いの徹底による利用促進

[ガス]

- 生活道路での掘削・小規模導管工事における、発生土埋め戻しの適用拡大

[鉄鋼]

- 国による廃プラスチック集荷量拡大方策の早期具体化
- 容器包装リサイクルシステムにおける材料リサイクル優先施策の見直しを含む入札制度の抜本的な見直し

[鉱業]

- 非鉄スラグの公共工事への採用等スラグ利用促進
- 有用金属の海外流出対策
- 中間処理業における受け入れ廃棄物の保管期間及び処理（処分）後のマネーフエストの回付期間に係る規制緩和

[電線]

- 海外における廃棄物処理業者やリサイクル業者の情報開示促進施策
- 低濃度PCB処理の促進

[ゴム]

- 廃棄物県外搬入届けの廃止
- 廃棄物収集運搬の許可証の全国共通化
- 通達等に対する都道府県対応の統一化

[セメント]

- 廃棄物処理の許認可に関する申請様式などの統一
- 熱回収の観点からの再生利用認定制度の見直し
- 全国規模での大きなリサイクルの輪を構築するための広域移動の阻害要因の解決
- 廃プラスチックのエネルギーリカバリーのリサイクル手法としての確立
- プラスチック製容器包装再生処理ガイドラインの見直し
- 廃棄物の処分業や施設許可等の申請手続きの簡素化・迅速化
- 県外流入規制の見直し
- 廃棄物受入・処理設備の設置に対する補助金支給の検討
- 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の見直し
- 産業廃棄物収集運搬業・処分業における、資金運用を目的とした「5%以上の株主」の変更届出の免除

[化学]

- 微量 PCB に汚染されたトランス、安定器等の大幅な処理費の低減等による早期処理方法の整備
- 収集・運搬費用を除いた、廃棄物・有価物の判断
- 自治体を越えた事業系一般廃棄物の処分を可能にする仕組みの導入
- 優良認定産廃処理業者へ処理委託した排出事業者に対するインセンティブの付与
- 無機汚泥についての多様なリサイクル法の開発支援

[製薬]

- 最終処分量減量に向けた一般廃棄物のリサイクル推進
- 事前協議制度の見直し
- 3R を促進するための各種支援策の充実

[製紙]

- 現行の廃棄物に関する制度（企業グループ間で産業廃棄物を自ら処理できないこと、県産業廃棄物の流入規制等）の見直し
- 廃棄物の適正処理を確保しつつ、循環型社会のさらなる進展に向けた方向での、廃棄物処理法の点検・見直しの検討

[電機・電子]

- 自社処理設備導入における補助金対象範囲・補助金額の拡大
- 分別排出に関する活動への補助金支援
- 廃棄物処理委託の処理状況確認の負担軽減、努力義務緩和
- 法令違反への厳罰化および啓蒙活動や教育の積極的な推進
- 不法投棄、不正処理への取り締まり強化
- 製品、梱包、輸送に関する部材リサイクル拡大に向けた支援の推進
- 地域（小規模事業所の集まる工業団地など）から発生した有価物を自治体等で一括回収する仕組みの構築

[自動車]

- 国や関係機関による、CFRP（炭素繊維強化プラスチック）等の難処理・難リサイクル材についてのリサイクル技術開発などの積極的な取り組み

[自動車部品]

- 自社内処理施設における手続の簡素化
- 廃棄物管理処理に関する調査依頼の一本化
- 各種調査の回答様式の共通化
- 国と地方の廃棄物関係法規における二重規制の一本化
- 少量の有価物や樹脂材料等をリサイクルする体制の整備
- 関係法規の改正時における簡易なガイドブック等、広報の充実
- ISO14001 認証の取得・維持に向けた助成措置

[造船]

- 事業系一般廃棄物（厨芥類、紙くず、段ボール等）の産業廃棄物（業種・品目限定扱い）への分類
- PCB処理の合理化
- 自治体によって異なる産廃処理書類の全国的な統一
- 行政における再資源化された資材の優先使用

[製粉]

- 事業系一般廃棄物の再資源化に関する環境整備

[乳業]

- 関税軽減品のリサイクル処分の容認
- 自治体により異なる廃棄物分別や排出方法の見直し
- 食品リサイクル法のリサイクル対象の拡大
- 容器リサイクル負担金の軽減
- サーマルリサイクルに関する法規制の見直し
- 食品等廃棄物のリサイクル率の算定要件の見直し
- 排出事業者の第三者の起用に対する理解
- 環境省による、全国自治体条例のまとめサイト構築
- 自治体の要綱の運用の見直し
- 自治体による判断の統一
- 食品廃棄物削減のための行政から消費者への働きかけ

[清涼飲料]

- 環境負荷低減設備への補助金制度の充実
- 煤塵・燃え殻の県外移出入規制の見直し

[建設]

- 中間処理業者の再生実態の把握
- 廃棄物処理に係る電子情報の一元管理
- 廃棄物該当性判断における「市場価値の有無」

[印刷]

- 公的印刷物に関する入札時の、リサイクル材料使用の場合の加点等
- プラスチック製容器包装廃棄物の合理的なリサイクルシステムの構築

[貿易]

- 動植物性残渣の産業廃棄物処理指定業種への商社の追加
- 小売店のペットボトル店頭回収を実施する小売店へのインセンティブ付与
- サーマルリサイクル基準の法制化
- 自治体ごとに異なるマニフェスト交付状況の報告様式等の統一・簡略化
- 自治体の産業廃棄物処理に関する規制等を整理したウェブサイト等による情報提供

環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕の経緯

1. 「環境自主行動計画〔廃棄物対策編〕」の策定と産業界全体目標(第一次)の設定

経団連では、1991年4月に「地球環境憲章」をとりまとめ、環境保全に向け主体的・積極的な取組みを進める旨、宣言した。同憲章を受けて、1997年、35業種の参加を得て、廃棄物対策に係る「環境自主行動計画」を策定し、業種ごとの数値目標や目標達成のための具体的対策等を盛り込んだ。以後、毎年度、業種毎の進捗状況をフォローアップしている。

1999年12月には、産業界の主体的な取組みを強化するため、産業界全体の目標として、「2010年度における産業廃棄物最終処分量を1990年度実績の75%減に設定する」(第一次目標)を掲げた。

2. 「循環型社会形成編」への拡充と産業界全体目標の改定(2007年3月)

1999年に設定した産業界全体の2010年度目標は、2002年度から2005年度にかけて4年連続して前倒しで達成した。そこで、経団連では、2007年3月、従来の環境自主行動計画〔廃棄物対策編〕を拡充し、廃棄物対策のみならず循環型社会形成に向けた産業界の幅広い取組みを促進することを目的とする、「環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕」に改編するとともに、目標について以下の見直しを行った。

(1) 産業界全体の目標(産業廃棄物最終処分量の削減目標)の見直し

産業廃棄物最終処分量の削減について、「2010年度に1990年度実績の86%減」を産業界全体の目標(第二次目標)とする。経団連は、引き続き各業種に対して産業廃棄物最終処分量の削減を要請するとともに、産業界全体の目標としては上記を掲げ、3Rの一層の推進に取り組むこととした。

(2) 業種別独自目標の策定

各業種において、業種毎の特性や事情等を踏まえ、産業廃棄物最終処分量以外の独自の目標を新たに設定し、循環型社会の形成に向けた主体的な取組みを一層強化する。業種別の独自目標には、再資源化率の向上や、発生量の削減、他産業からの廃棄物の受入量の増加などがある。

3. 2011年度以降の「環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕」の策定(2010年12月)

産業廃棄物最終処分量の削減に係る第二次目標は、2010年度を「目標年度」とした。2011年度以降も、引き続き主体的かつ積極的な3Rの推進に努めていくべく、経団連は2010年12月、①2015年度を「目標年度」とする産業界全体の産業廃棄物の最終処分量削減の第三次目標(「産業廃棄物の最終処分量を2015年度に2000年度実績の65%程度減」)の設定、②業種ごとの特性に応じた独自目標に係る設定——を2つの柱とする計画を策定し、そのフォローアップ調査を行うこととした(詳細は参考資料2参照)。

4. 2016 年度以降の「循環型社会形成自主行動計画」の策定(2016 年3月)

産業廃棄物最終処分量の削減に係る第三次目標の「目標年度」終了に伴い、引き続き主体的かつ積極的な 3 R の推進に努めていくべく、2016 年 3 月、2016 年度以降の新たな計画を策定し、毎年度フォローアップ調査を行うこととした。新たな目標は、以下のとおり(詳細は別紙 1 参照)。

(1) 産業界全体の産業廃棄物最終処分量の削減に係る第四次目標

低炭素社会の実現に配慮しつつ適切に処理した産業廃棄物の最終処分量について、2020 年度に 2000 年度実績比 70%程度削減を目指す。

(2) 資源循環の質の向上を視野に入れた業種ごとの独自目標の設定の充実

2011 年度以降の環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕

2010 年 12 月 14 日

(社)日本経済団体連合会

1. これまでの経緯と基本的考え方

- (1) 日本経団連では、循環型社会の形成に向けた産業界の主体的な取組みを推進するために、1997 年に「環境自主行動計画〔廃棄物対策編〕」を策定した。同計画は、毎年度フォローアップ調査を実施し、数値目標の着実な達成を目指すとともに、産業界の取組みをわかりやすく開示している。また、2007 年には、同計画を「環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕」に拡充し、産業廃棄物最終処分量削減に係る「産業界全体の目標(第二次目標¹)」と、業種ごとの特性・事情等に応じた「業種別独自目標」により、産業界は循環型社会の構築に取り組んでいる。
- (2) 現行の第二次目標は 2010 年度を「目標年度」としており、2008 年度には目標を二年前倒しで達成した。2011 年度以降も、産業界は引き続き主体的かつ積極的な 3 R (リデュース・リユース・リサイクル) の推進に努めていくべく、①2015 年度を「目標年度」とする産業界全体の産業廃棄物の最終処分量削減の目標の設定、②業種ごとの特性に応じた独自目標に係る設定——を 2 つの柱とする計画を策定し、そのフォローアップ調査を行うこととする。
- (3) なお、政府は「第二次循環型社会形成推進基本計画」(2008 年 3 月)で、「2015 年度の産業廃棄物最終処分量を 2000 年度比約 60%減」を設定している。

2. 2011 年度以降の計画の具体的内容

(1) 産業界全体の産業廃棄物の最終処分量削減に関する新たな目標

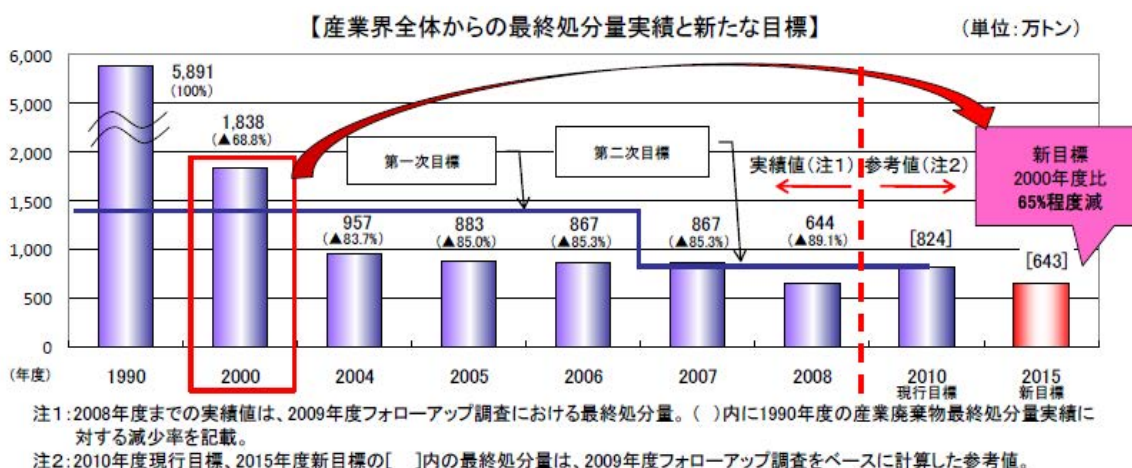
- ① 日本経団連としては、引き続き 3 R 推進をすべく、産業界全体(廃棄物の最終処分量削減に取り組む 31 業種全体)の目標を、「産業廃棄物の最終処分量を 2015 年度に 2000 年度実績の 65%程度減」とする。
- ② 産業廃棄物の最終処分量は景気動向の影響も大きく受ける。今後の見通しは必ずしも明らかではないが、自主行動計画の本来の目的は、各企業による主体的かつ積極的な 3 R の取組みを促すこと自体にある。したがって、各業種のこれまでの目標の達成状況や今後の生産動向の見通しなども十分踏まえ、政府目標(2000 年度比 60%減)よりも高い水準を主体的に設定し、産業界全体でさらなる循環型社会の進展に取り組むこととする。なお、この目標は、社会経済情勢に関して大きな変化がある場合には、必要な見直しを行うこととする。

¹ 2010 年度に 1990 年度実績の 86%減(2000 年度比 55.2%減)を目標としている。

○経団連と政府の目標

	2000年度比	参考・1990年度比
新目標(2015年度)	65%程度減	89%減(換算)
政府目標(2015年度)	60%減	87.5%減(換算)
現行目標(2010年度)	55.2%減(換算)	86%減

- ③ また、産業廃棄物最終処分量の削減は、既に相当程度実現(1990年度実績の89%減、2000年度実績の68.8%減)している。現行の環境技術・法制度ではこれ以上の削減は限界に近いとする業種も多く、新しい目標を達成するためには政策的支援が必要である。そこで、経団連としては、「循環型社会のさらなる進展に向けた提言」(2010年9月14日公表)や「2010年度日本経団連規制改革要望」(2010年10月14日公表)の実現を政府に対して引き続き求めていく。



(2)業種別独自目標の設定・改善

- ① 産業廃棄物最終処分量の削減目標以外に、各業種の特性や事情等を踏まえた適切な目標がある場合には独自目標として設定し、3Rの推進に取り組む。その際、産業界全体の目標と同様、目標年度は2015年度、基準年度は2000年度を原則とする。
- ② また、各業種の独自目標の設定にあたっては、その定義等を分かりやすく説明することに努め、自主行動計画としての信頼性をこれまで以上に高める。
- ③ 一方、自主行動計画には、その事業の特性上、産業界全体の目標に参加できない業種も存在する。そこで、そうした業種については、引き続き、事業の実態に即した独自目標の設定などにより3Rの推進に取り組み、今後も産業界全体(現在41業種が参画)で、循環型社会のさらなる進展を目指していく。

以上